

# 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 12 日

広島県立世羅高等学校長 平野 剛

## 1 調達内容

### (1) 業務名

広島県立世羅高等学校寄宿舎食堂調理等業務

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

### (4) 履行場所

業務仕様書のとおり

### (5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

### (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 技術評価等資料

### (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評 価 項 目		内 容
実施計画	実施計画の妥当性	別紙様式 1
実施体制	安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価 【必須（納税）】	別紙様式 2-1～8
	従業員確保体制の妥当性	別紙様式 3
	食中毒、感染症、異物混入、その他緊急事態が発生した場合の対応	別紙様式 4
	食物アレルギー等を有する者への個別対応	別紙様式 5
	衛生管理	別紙様式 6
	過去 5 年間の同種業務の受注実績の評価	別紙様式 7
	本店・支店等の所在地による評価	別紙様式 8
	安全・安心な地域の食材の使用及び調達	別紙様式 9
	成長期の生徒に適した魅力ある献立作成	別紙様式 10
	調理の適切な実施体制	別紙様式 11
社会的 責任等	業務に関する技術向上研修の実施の有無	別紙様式 12
	障害者雇用への取組の評価	別紙様式 13
法令遵守	仕事と家庭の両立支援への取組の評価	別紙様式 14
	社会保険等の加入状況【必須】	別紙様式 15
	業務従事予定者の賃金水準【必須】	別紙様式 16

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目	評価基準	配点
技術評価	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄宿舎食堂調理等業務に対して、会社としてどのように考えているか。</li> <li>・食事調理に係る安全衛生について、どのように考えているか。</li> <li>・学校との連携について、どのように考えているか。</li> </ul>	10.0
	安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価 【必須（納税）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済環境の変化にどのように対応するか。</li> <li>・直近3期の決算の状況、直近決算期の簡易キャッシュフローの状況に応じて評価</li> <li>・経営状況が安定しているか、経営破綻等により業務の不履行が生じないか、報告書の妥当性に応じて評価</li> </ul>	17.0
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税及び県税の納税の状況に応じて評価（滞納がある場合は失格）</li> </ul>	5.0
	従業員確保体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の円滑な遂行のための指揮命令系統、学校との連絡体制が明確か。</li> <li>・同種業務の経験者を雇用する等、業務を円滑に実施するための人材確保が可能か。</li> <li>・従業員の体調不良等により業務運営中に欠員が出た場合のサポート体制が適切に図られているか。</li> </ul>	5.0
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時のマニュアルが整備されているか。</li> <li>・発生防止対策は整備されているか。</li> <li>・関係機関、学校及び受託事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか。</li> <li>・苦情等への対応はどのように行うのか。</li> </ul>	10.0
	食物アレルギー等を有する者への個別対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー等の個別対応を行う生徒の情報共有と、除去食・代替食の調理の担当者、区域、作業等の対応方法が具体的に計画されているか。</li> </ul>	5.0
	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種衛生管理基準・マニュアル等に基づく衛生管理の方法、考え方が確立しているか。</li> <li>・従事者の健康診断の実施等の衛生管理について、実施計画は適切か。</li> <li>・厨房清掃等の施設設備の衛生管理について、実施計画は適切か。</li> <li>・食器類、飲食材料の適正管理について計画しているか。</li> <li>・食品安全・衛生管理に関する認証等があるか。</li> </ul>	10.0
	過去5年間の同種業務の受注実績の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における寄宿舎食堂調理業務等の受注実績に応じて評価</li> </ul>	5.0

		本店・支店等の所在地による評価	・市町内又は県内に本店・支店・営業所有り	5.0
		安全・安心な地域の食材の使用及び調達	・安全性が高く、良質な食材を安定的に調達できることが示されているか。 ・県内産食材の利用計画が具体的に計画され充実した内容となっているか。 ・生徒負担の食材費を他費用に充当しないことが明確か。 ・天候不良や自然災害等により通常の食材ルートが絶たれた場合、食事の提供をどのように行うのか。	10.0
			・食材調達に当たり、地元（県内）企業・生産者との取引実績・計画があることに応じて評価する。	5.0
		成長期の生徒に適した魅力ある献立作成	・成長期の生徒に必要なエネルギー（熱量）及び栄養素を満たした上で、魅力ある献立を作成しているか。（当該寮生はアスリートであることを考慮すること。） ・食材費（朝食・夕食）相当の献立となっているか。 ・学校からの要望に応じた献立の作成は可能か。 ・行事食やメニューに季節感を持たせる等の工夫があるか。 ・嗜好調査や残菜調査結果を反映させる取組がなされているか。	10.0
		調理の適切な実施体制	・おいしい食事を提供するための工夫や取組があるか。 ・食品ロスを減らす等、SDGs を意識した工夫や取組があるか。	10.0
		業務に関する技術向上研修の実施の有無	・衛生管理、調理技術及び食物アレルギーに関する研修を実施及び計画しているか。	5.0
政策評価	社会的責任等	障害者雇用への取組の評価	・障害者雇用の状況に応じて評価	5.0
		仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録」の有無、内部規定の作成状況に応じて評価	5.0
	法令遵守	社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況について法令を遵守しているかを評価（今後雇用予定の者については社会保険等への加入について法令を遵守する旨を誓約すること）	5.0
		業務従事予定者の賃金水準【必須】	・業務従事予定者の賃金水準が最低賃金を上回っていること（今後雇用予定の者については、最低賃金を上回る水準とする旨を誓約すること）	5.0
	合計			132.0
価格評価の配分点				10.0
技術評価の配分点				80.0
政策評価の配分点				10.0
価格評価点	価格評価の配分点×（1 - (入札価格) / (予定価格)）			10.0
技術評価点	技術評価の配分点×（技術評価の得点合計） / （技術評価の配点合計）			80.0
政策評価点	政策評価の配分点×（政策評価の得点合計） / （政策評価の配点合計）			10.0
評価値	技術評価点+政策評価点+価格評価点			100.0

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は60.5点以上とし、これを満たさない者は落札者としない。

#### 4 入札参加資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「59A 給食（デリバリーを除く。）」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 54 条、同法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条及び食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成 12 年広島県条例第 11 号）に基づく飲食店営業の条件の施設を有すること。
- (7) 「食品衛生監視票について」（厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長（令和 6 年 8 月 30 日健生食監発 0830 第 5 号）に基づく合計点が 80 点以上であること。

#### 5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法
  - ア 交付場所  
〒722-1193 世羅郡世羅町本郷 870  
広島県立世羅高等学校事務室  
電話（0847）22-1118
  - イ 交付期間  
令和 8 年 2 月 12 日（木）から令和 8 年 2 月 24 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、随時交付する。
  - ウ 入手方法  
上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒（角形 2 号）及び切手を同封すること。
- (2) 入札参加資格の確認
  - ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。
  - イ 提出先  
上記(1)アの場所
  - ウ 提出期限  
令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 4 時 30 分
  - エ 提出方法  
持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。
  - オ 入札参加資格の確認結果の通知  
令和 8 年 2 月 25 日（水）までに通知する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び技術評価等資料の提出方法
  - ア 日時  
令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 10 時

イ 場所

世羅郡世羅町本郷 870 広島県立世羅高等学校会議室

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵便等による入札は認めない。また、提出する技術評価等資料は、上記アの日時に同イの場所において、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は「59A給食（デリバリーを除く。）」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和8年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和9年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒722-1193 世羅郡世羅町本郷 870  
広島県立世羅高等学校 事務室  
電話 (0847) 22-1118 ファクシミリ (0847) 22-5244  
メールアドレス sera-h@hiroshima-c.ed.jp